

第 5 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

平成 2 8 年 4 月 2 8 日

定 例 会

平成28年第5回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 平成28年4月28日
 招集の場所 教育委員会室
 開閉会日時 開会4月28日 午後 3時00分
 閉会4月28日 午後 3時57分

出席委員

委 員 長	住 田 俊	委 員 長 職務代理者	堀 川 智 子
委 員	進 藤 秀 子	委 員	荒 木 明 子
委 員 (教育長)	吉 田 茂		

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	横 川 清	学校教育部長	瀧 田 優
教育総務部 副部長兼 スポーツ振興 課 長	矢 部 新 治	学校教育部 参事兼 学校管理課長	日下部 行 雄
教育総務部 副参事兼 図書館長	小 林 彰 博	学校教育部 副参事兼 学務課長	上 野 高 弘
教育総務課長	山 梨 一 弘	学校教育部 副参事兼 教育センター 所 長	小 林 俊 夫
生涯学習課長	福 田 博	指 導 課 長	岡 本 順
生涯学習課 調整幹兼 科学技術体験 センター所長	小 林 中 子	給 食 課 長	田 川 啓 二
生涯学習課 調 整 幹	木 村 和 明	給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	石 川 実
		指導課調整幹	青 木 元 秀

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 課 長	中 村 則 行
----------------	---------

[illegible]

◎開会の宣告

住田委員長 これより4月の定例教育委員会会議を開会いたします。

なお、議事に入ります前に、4月1日付で事務局の人事異動がございましたので、ここで改めて教育委員会会議に出席する職員のご紹介をお願いいたします。

横川教育総務部長 それでは、まず教育総務部の職員からご紹介をさせていただきます。

私は、教育総務部長の横川でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

次に、矢部新治教育総務部副部長兼ねてスポーツ振興課長でございます。

小林彰博教育総務部副参事兼ねて図書館長でございます。

山梨一弘教育総務課長でございます。

福田博生涯学習課長でございます。

木村和明生涯学習課調整幹でございます。

小林中子生涯学習課調整幹兼ねて科学技術体験センター所長でございます。

なお、本日は所用により欠席しておりますが、横山みどり図書館調整幹でございます。

それから、島田英恵桜井公民館長でございます。

教育総務部につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

瀧田学校教育部長 それでは、続きまして学校教育部の職員を紹介させていただきます。

まず、私ですけれども、4月1日付で学校教育部長を拝命しました瀧田優です。どうぞよろしくをお願いします。

続けて、日下部行雄学校教育部参事兼ねて学校管理課長でございます。

上野高弘学校教育部副参事兼ねて学務課長でございます。

小林俊夫学校教育部副参事兼ねて教育センター所長でございます。

岡本順指導課長でございます。

田川啓二給食課長でございます。

青木元秀指導課調整幹でございます。

石川実給食課調整幹兼ねて第一学校給食センター所長でございます。

本日は所用により欠席しておりますが、この他に齋藤紀義教育センター調整幹がおります。

以上をもちまして紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

住田委員長 それでは、議事に入ります。

本定例会に関し、2名の方から傍聴許可願が提出されておりますが、第13号議案については人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午後 3時00分)

◎第12号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について

住田委員長 ここで傍聴人の入室を許可いたします。

それでは、続きまして第12号議案「越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 それでは、第12号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の1ページをご覧ください。

第12号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年4月28日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則、平成28年埼玉県教育委員会規則第16号が施行されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものであります。

次に、改正の内容ですが、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正により、介護休暇の期間について分割して取得できる上限回数が「二の期間」から「三の期間」に拡大いたしました。それに伴い、別表3の2、介護休暇簿を改正するものでございます。

第20条につきましては、規定の整備を行うものです。

次に、附則といたしまして、当該規則を学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の施行日である平成28年4月1日から適用することとしております。

また、今回の規則改正に係る新旧対照表を別途資料として添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

第12号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

住田委員長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ご意見等ございませんので、これより第12号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第14号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について

第15号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について

第16号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の任命について

第17号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について

第18号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について

第19号議案 越谷市スポーツ推進審議会委員の任命について

住田委員長 それでは、続きまして、第14号議案から第19号議案につきましては、選出母体における平成28年度の役職改選等に伴う審議会等委員の委嘱等の案件でございますので、一括して説明を受けた後、各議案に対する質疑、討論を行うことといたします。

教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 教育センター所長。

小林教育センター所長 それでは、第14号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の11ページをお開きください。

第14号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について。

越谷市障害児就学支援委員会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

越谷市障害児就学支援委員会委員。

選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順に申し上げます。敬称は省略させていただきます。

3号委員、兼子紀美江、越谷市小学校長会・大間野小学校長、女、平成29年3月31日まで、新任。

3号委員、松永久美、埼玉県立越谷特別支援学校・教諭、女、平成29年3月31日まで、新任。

3号委員、西澤香、埼玉県立越谷西特別支援学校・教諭、女、平成29年3月31日まで、新任。

平成28年4月28日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における平成28年度の役職改選等に伴い、片平秀徳氏、小谷浩巳氏、高山絵里氏の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

越谷市障害児就学支援委員会につきましては、越谷市障害児就学支援委員会条例第3条第1項の規定により、委員15人以内で組織するものとされております。委員の構成は、同条第2項の規定に基づき、1号委員として学識経験者、2号委員として医師、3号委員として教育職員、4号委員として児童福祉施設の職員、5号委員として関係行政機関の職員となっております。平成26年度までは4号委員として越谷児童相談所から1名の委員のご推薦をいただいていたが、

児童相談所の業務方針変更に伴い、平成27年度からは4号委員は欠員となっています。したがって、現在、就学支援委員会委員は14名となっています。

任期につきましては、同条例第4条において2年と規定されており、名簿の一番右の欄に記載のとおり、平成29年3月31日までとなります。今回提案します3名の委員につきましても、次の改選時期までの任期となりますので、他の委員と同様に任期は平成29年3月31日までとなります。

恐れ入りますが、会議要項の12ページをお開きください。

ご参考までに、今回ご提案させていただいた3名を加えた、平成28年4月28日現在の越谷市障害児就学支援委員会委員名簿（案）を掲載させていただきましたので、ご参照ください。

以上をもちまして越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 給食課長。

田川給食課長 続きまして、第15号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の13ページをお開きいただきたいと思います。

第15号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について。

越谷市学校給食運営委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

学校給食運営委員会委員。

選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順に申し上げます。敬称は省略させていただきます。

1号委員、伊藤貴重、越谷市小学校長会・大沢北小学校長、男、平成29年6月30日まで、新任。

1号委員、丸山典雄、越谷市小学校長会・明正小学校長、男、平成29年6月30日まで、新任。

1号委員、竹内敏昭、越谷市小学校長会・桜井小学校長、男、平成29年6月30日まで、新任。

1号委員、堀山邦明、越谷市中学校長会・武蔵野中学校長、男、平成29年6月30日まで、新任。

1号委員、石山秀樹、越谷市中学校長会・大袋中学校長、男、平成29年6月30日まで、新任。

6号委員、山川英夫、越谷市保健所・所長、男、平成29年6月30日まで、新任。

平成28年4月28日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における平成28年度の役職改選等に伴い、久野弘子氏、木村純氏、兼子紀美江氏、浅賀公彦氏、鈴木寿一氏、藤本眞一氏の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

また、14ページに越谷市学校給食運営委員会委員名簿（案）を掲載させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 続きまして、第16号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の任命についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の15ページをご覧ください。

第16号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の任命について。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員を次のとおり任命するものとする。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員。

選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別等について順次ご説明させていただきます。

3号委員、山川英夫、越谷市保健所・所長、男、平成29年3月31日まで、新任。

平成28年4月28日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における平成28年度の人事異動に伴い、藤本眞一氏の後任委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。

恐れ入りますが、会議要項の16ページをお開きください。ご参考までに、今回ご提案させていただいた1名を加えた、平成28年4月28日現在の越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員名簿案を掲載させていただきましたので、ご参照ください。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、会議要項の17ページをお開きください。

第17号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について。

越谷市立小中学校学区審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

越谷市立小中学校学区審議会委員。

次に、委嘱を予定しております委員につきましては、中ほどの表をごらんください。

それでは、表に沿って、選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別等について順次ご説明させていただきます。その際、敬称については省略させていただきます。

2号委員、野口久男、越谷市小学校長会・花田小学校長、男、任期は前任者の残任期間となり、平成28年8月7日まで、新任でございます。

平成28年4月28日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における平成28年度の役職改選等に伴い、荒井一郎氏の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

恐れ入りますが、会議要項の18ページをお開きください。ご参考までに、今回ご提案させていただいた1名を加えた、平成28年4月28日現在の越谷市立小中学校学区審議会委員名簿（案）を掲載させていただきましたので、ご参照ください。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

吉田教育長 科学技術体験センター所長。

小林科学技術体験センター所長 それでは、第18号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会

委員の委嘱について説明をさせていただきます。

会議要項の19ページをお開きください。

第18号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について。

越谷市科学技術体験センター運営委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

越谷市科学技術体験センター運営委員会委員。

選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順にご説明させていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。

2号委員、澤田一郎、越谷市小学校長会・千間台小学校長、男、平成29年11月7日まで、新任。

2号委員、福島光男、埼玉県高等学校長協会・越谷ブロック・越谷総合技術高等学校長、男、平成29年11月7日まで、新任。

平成28年4月28日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における平成28年度の役職改選等に伴い、内田文雄氏、武正章氏の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

なお、委嘱期間につきましては、前委員の残任期間であります平成29年11月7日までとなります。

選出区分の2号委員につきましては、学校教育関係者でございまして、選出の理由といたしましては、学校の人事等に関するもので、越谷市小学校長会、埼玉県高等学校長協会・越谷ブロックからの推薦でございます。

なお、次の20ページに科学技術体験センター運営委員会委員名簿（案）を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

矢部スポーツ振興課長 それでは、第19号議案 越谷市スポーツ推進審議会委員の任命についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の21ページをお開きください。

第19号議案 越谷市スポーツ推進審議会委員の任命について。

越谷市スポーツ推進審議会委員を次のとおり任命するものとする。

越谷市スポーツ推進審議会委員。

選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順に読み上げさせていただきます。なお、敬称は略させていただきます。

2号委員、梅島準一、越谷市小学校長会・新方小学校長、男、平成28年7月31日まで、新任。

2号委員、鈴木寿一、越谷市中学校長会・北中学校長、男、平成28年7月31日まで、新任。

2号委員、立澤悟、越谷市役所・福祉部長、男、平成28年7月31日まで、新任。

平成28年4月28日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における平成28年度の役職改選等に伴い、木村純氏、飯塚鉦二郎氏、鈴木俊昭氏の後任委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。

委員の任期でございますが、前委員の残任期間であります平成28年7月31日まででございます。

なお、22ページに越谷市スポーツ推進審議会委員名簿（案）を掲載させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

住田委員長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

はじめに、第14号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

堀川代理。

堀川委員長職務代理者 それでは、11ページの第14号議案ですけれども、障害児就学支援委員会について、年にどれくらい開催されているのかということと、就学支援ということですので、どのような経過をもって就学支援という形をとっているのか教えていただければと思います。

吉田教育長 教育センター所長。

小林教育センター所長 開催時期については、5月、7月、11月、12月、2月の年5回を定例で開催しております。これ以外に必要な場合には、持ち回りで行うということもございます。

就学支援につきましては、子どもたちの発達に応じてどの特別支援学校、特別支援学級が望ましいか、また適切かということと、例えば保護者からの依頼があったり、相談があったりしたときに、就学相談をすすめます。その中で就学支援委員会の判断が必要だと思われる場合には、保護者とセンターの指導主事と相談員で相談を繰り返し、就学支援の判断を仰いだ方がよいとなれば、保護者にそういった意向を伝えていきます。そこで保護者から、そういった形で判断をしてほしいとの意向があったり、了解を得られますと、この委員会にかけまして、その児童生徒にとってより適切な就学先の判断をし、保護者に伝えます。

堀川委員長職務代理者 ありがとうございます。この委員会の中で研修があったりとか、あるいは外部講師を呼んで研修会みたいなことはあるのですか。

吉田教育長 教育センター所長。

小林教育センター所長 そういったことについては、この委員会の人が全て集まって研修をするというような場面は特にございません。

堀川委員長職務代理者 各個人で興味があるものがあれば勉強していく。

小林教育センター所長 そうですね。お医者さんも入っておりますので、お医者さんはお医者さんの立場から、あるいはそれぞれの立場からということで、ご意見をいただきながら委員会を開催しているところでございます。

堀川委員長職務代理者 大変よくわかりました。ありがとうございました。

住田委員長 他にはよろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 これより第14号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第15号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第15号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第16号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の任命について、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 これより第16号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第17号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 これより第17号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第18号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 これより第18号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第19号議案 越谷市スポーツ推進審議会委員の任命について、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 これより第19号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第20号議案 平成28年度越谷市教育費補正予算の見積りについて

住田委員長 続きまして、第20号議案「平成28年度越谷市教育費補正予算の見積りについて」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 学校管理課長。

日下部学校管理課長 それでは、第20号議案についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、追加議案の会議要項1ページをお開きいただきたいと存じます。

第20号議案 平成28年度越谷市教育費補正予算の見積りについて。

平成28年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別紙のとおり決定するものとする。

平成28年4月28日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案内容につきましては、恐れ入りますが、3ページをご覧くださいと存じます。債務負担行為につきまして新たに2件を追加、設定させていただくものでございます。1件目の小学校空調設備設置運営費につきまして、期間は平成28年度から平成41年度までの14年間で、限度額は37億6,000万円に金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額を加算した額。次に、2件目の中学校空調設備設置運営費につきまして、期間は平成28年度から平成41年度までの14年間で、限度額は17億9,000万円に金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額を加算した額でございます。

本事業につきましては、暑さ対策のために、小中学校45校の普通教室、特別教室、職員室等へ、PFIの整備手法により平成29年9月末日までに空調設備の設置を行い、設備の所有権を市に帰属した後、設置費と維持管理費について、完了日である平成42年3月末日までの費用を、今回追加設定させていただきます債務負担行為により実施するものでございます。

空調設備の設置の手法につきましては、行政が行う直接施工方式から、民間活力を生かしたPFI方式に変更すべく、公共が行うより民間活力を用いるPFI方式のほうが廉価で価値の高い

サービスが提供できるかの、いわゆるVFMの調査である導入可能性調査を進めていたところ、中間報告の段階ではございますが、約7%が見込まれるとのことでございました。その結果をもとに、PFIの手法で進めていきたいと考えているところでございます。そこで、今後の各種事務手続を進める上で債務負担行為の追加設定が必要なことから、6月補正予算で対応を図るものでございます。

また、事業の効果につきましては、PFI事業による施工となることから各年度の財政負担額が平準化し、経費面につきましても軽減が図られ、また施工期間が直接施工方式で3年かかるところを、PFI事業では単年度の設置が可能となり、校内での児童生徒の学習環境や健康面で改善が図られることとなるわけでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対しまして質疑、討論を行います。ご質問またはご意見等ございますでしょうか。いかがですか。

進藤委員。

進藤委員 非常に基本的なことで恐縮なのですが、一旦所有権を市のほうで取得するということなのですけれども、実際、今般熊本の震災があったように、少し予期せぬことが起きて、例えばこの設備がだめになってしまったような場合には、やはり全面的に市がその危険負担を負ってしまうということになると考えてよろしいのでしょうか。

吉田教育長 学校管理課長。

日下部学校管理課長 この手続の中で、PFI事業で進める場合は、いわゆるPFI事業者に設計施工、工事監理全てをお願いいたしまして、附帯設備であるエアコンを整備してもらう。整備が完了した後、速やかに所有権を越谷市のほうに移転をするということでございます。ただ、今委員さんのほうからご質問があったいわゆる工事施工中の状況で地震等が発生したかどうか、あるいは所有権が移転された状況において地震とかが発生したのかどうか、そのことによって多少変わるものがあるわけでございますけれども、いずれにしましても、相手方のPFI事業者の責めに帰するものであれば、当然相手方のほうに責めが行きますし、市のほうの責めに帰すものでは当然市ですけれども、そういう場合はやはり事業者との契約の中であるいは協議が必要になってくるのかなというふうに思っております。

ただ、全てが全て、自然災害そのものによって例えば整備ができなくて、整備したものが、完了を見たのだけれども壊れてしまった、あるいは完了を見ないのだけれども壊れてしまったというか、その状況が、場面が少し時間的に相違があるものですから、その辺につきましては、やはりPFI事業者等と協議の中で判断を下していくようになるかと考えております。

以上でございます。

住田委員長 どうぞ、進藤委員。

進藤委員 通常そういった、特にまだ引き渡しも終わっていない、施工も終わっていないような状況での危険負担に関しては、ある程度契約書の中で、特約ではないのですけれども、そういうことをうたわないで、あくまで個別具体的な協議ということになってしまうのですか。

吉田教育長 学校管理課長。

日下部学校管理課長 基本的には契約書の中にうたい込みます。ただ、うたい込みにつきましては、その辺はこれから手続を進めていく上で、募集要項あるいは契約書等をこれからPFI事業者として締結をする段取りになってきますので、その段階で検討してまいりたいというふうに考えております。基本的にその辺の詳細なうたい込みにつきましてはこれから検討させていただきまして、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

住田委員長 どうぞ、進藤委員。

進藤委員 今は施工前の話ですが、今度完成後の話として、実際には月々あるいは毎年支払っていくお金、維持管理費ということになると思うのですが、そこに、実際には維持管理費の上に、施工料と言ったらいいのですか、それが均等に割り振られていくような形になると思うのですね。そうした場合、途中で、またそれこそ予期せぬことが発生してしまって、やはり壊れてしまった、稼働できなくなってしまったという場合も全く同様に考えてよろしいでしょうか。

吉田教育長 学校管理課長。

日下部学校管理課長 契約を締結する場合、リスク分担というか、それを整理をします。先ほど私のほうから冒頭申し上げましたとおり、所有権が移転されて、いわゆる維持管理をPFI事業者に任せるわけですね。そうすると、そこで例えば市の責めで機械が壊れてしまったもの、あるいは相手方の責めで壊れてしまった、そこはリスク分担ということで契約の中に盛り込みたいと思います。ですから、相手が、基本的にPFI事業者の何か過失とか、そういうものがあつたときには、当然そのPFI事業者のほうで直さざるを得ないし、ただ市が使い勝手の中で、こういうことはないと思いますけれども、例えばいたずらをしてしまって故障してしまったとか、そういった場合は、やはりそのような事実行為を確認をして、市の責めに帰すべきものと判断をして、その修繕等に係るものについては当然市が負担すると。そういうふうなリスク分担は、はっきりその事業者との間に整理をして契約をして進めていきたいというふうに考えております。

進藤委員 済みません。今ご説明あつたことは、過失があることを過失側が賠償しなければいけないという当然の話なのであつて、私が話題にしたのは、要するに双方の責めに帰すべきではない場合のことなので、それは、要は引き渡し前と同様に考えてよろしいですかということなのです。

吉田教育長 学校管理課長。

日下部学校管理課長 同様でございまして、いずれの責めにも帰さない場合は、当然そのPFI事業者と協議の中で判断をしていくと。しっかりと対応してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

進藤委員 わかりました。

住田委員長 大変暑くなったり、あるいは寒くなったりするようなことは、最近はいろいろありますので、期待をしております。特に一斉にできるというところは非常にありがたい話だというふうに思っております。

他にはどなたか。

荒木委員。

荒木委員 先ほど、9月30日が設置完了とのお話でしたけれども、そういたしますと平成29年10月1日に一斉稼働予定ということになりますか。

吉田教育長 学校管理課長。

日下部学校管理課長 これからの日程でございますけれども、先ほど申し上げましたように、9月30日に施工完了して、速やかに所有権を越谷市に移転してもらって、10月1日から45校全てが供用開始になるというふうに手続を進めていきたいと考えております。ただ、ちょうど夏から秋に変わる時期でございますので、越谷市といたしましては、その稼働を1カ月でも早められるよう、前向きに事業者との協議の中で進めてまいりたいと。ただ、予定ではあくまでも10月1日、遅くとも10月1日に供用開始をしていくということで進めていきたいと考えているところでございます。ご理解賜りたいと存じます。

住田委員長 どうぞ。

荒木委員 近年残暑が厳しいものですから、越谷市の子どもたちに少しでもいい教育環境をと思えますと、やはり夏休み明けの暑い時期、9月1日からであればよいのではと率直に感じたのですが。やはりそれは難しいのでしょうか。

吉田教育長 いち早く工事を終わって、そういうふうに対応したいのですけれども、何せ全校一斉でございますので、多少時間はかかるということでご理解いただければということです。

住田委員長 当然試運転期間みたいなものもあるわけですね。それはいいです。

それでは、よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第20号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎その他

住田委員長 それでは、続きまして、その他の報告事項に入ります。

それでは、「平成27年度児童生徒結核精密検査の実施状況について」、教育長のご説明をお願い

いたします。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 それでは、恐れ入りますが、会議要項の23ページをお開きいただきたいと存じます。

平成27年度児童生徒結核精密検査実施状況についてご報告いたします。

在籍児童生徒数2万6,609人、結核検診実施者数2万6,399人、未受診者210人で、実施割合は99.2%です。前年度は99.3%でした。未受診の主な理由は、長期の欠席のためや健診日に欠席したためなどでございます。また、要検討者、いわゆる越谷市立小中学校結核対策検討委員会で検討した児童生徒は58人で、要精検者数が50人、精検実施者数が48人、国外転出者が1人、未受検者は1人でございます。未受検者は前年度からの未受検者でございまして、保護者の精密検査受検に対する理解が得られないことが理由でございます。さらに、精検実施後の結果ですが、48人全員が異常なく、健康でございます。

なお、今後も健康診断の未受診者数及び精密検査の未受検者がいる場合については、受診あるいは検査を受けるよう引き続き保護者に働きかけていきたいと存じます。

以上、報告でございます。

住田委員長 ただいまのご説明に対しましてご質問またはご意見ございますでしょうか。

堀川代理。

堀川委員長職務代理者 不登校気味のお子さんは、プレスクールや「おあしす」等に通学のために、学校で行われる内科健診が受診できませんが、こういったお子さんたちは後日個別に病院に行くという形で受診しているのですか。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 不登校の子どもの中には、全く学校のほうに足が向かず、健康診断を受けなかったと、そういうような児童生徒も中にはおりますが、お医者様によっては、例えば別の日にいつでも連れてきてもらえれば対応しますとか、そういうような形で動いてくださるところもありますし、多少学校医さんによって対応が違うところもございますが、基本的には内科健診はやることになっておりますので、勧めているところでございます。

堀川委員長職務代理者 わかりました。ありがとうございます。

住田委員長 再興感染症などは、本当に怖いですから、よろしくお願いします。

他にはどなたか。

進藤委員。

進藤委員 この表の一番末尾のところに、生活指導等というのがあるのですが、これは一体どなたがどういった形で、どのような指導をしてくださるのでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 先ほど結核対策の検討委員という形で、保健所長がかわったということでご承認い

ただいたわけなのですけれども、結核対策検討委員の皆様はこの結核に関する専門医の方が2名、それと学校医の方が2名、それと保健所長という形の5名の専門の医師により、いろいろ判断していただいて、対応しているところでございます。

吉田教育長 この未受検者1名、なかなかご家庭のご理解が得られないというような話がありましたけれども、こうした方への学校あるいは教育委員会の対応というのはどうなっているか、補足説明をしてください。

上野学務課長 基本的には通知を出して保護者へ働きかけをしておりますし、また学校でも養護教諭から対応をしてもらっています。しかし、日本語がわからず、うまく話が通じないことなどもありまして、なかなか理解をいただけないことも多くあります。結核対策検討委員会では、国が結核高蔓延国と指定している外国、主にアジア諸国なのですが、その該当する国から編入した児童生徒の対応を検討しています。その国から戻ってきた日本人も対象となりますが、外国人の児童生徒が多いので、すぐに医療機関の診察を受けて欲しいところですがうまく言葉が通じず、タイムラグが生じることもございます。できるだけ話が通じるように英語版を作成するなどしていますが、なかなかすぐに動いていただけないこともございます。

住田委員長 年間2,000人少しぐらい亡くなっていますよね、結核で。ですから、本当にばかにできない話ですので、できるだけのことをやっていただきたいと思います。

他にはいかがですか。なしですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

続きまして、「平成28年度学級編制（平成28年4月6日現在）について」教育長の説明をお願いいたします。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 それでは、会議要項の25ページと27ページをお開きいただきたいと思います。小学校用が25ページ、中学校用が27ページと2枚ございますので、よろしくお願いいたします。

平成28年度の学級編制についてご報告いたします。

まずはじめに、会議要項の25ページの小学校の一覧表をご覧ください。なお、表の中央と右端の比較増減の欄にあります黒の三角印は、減、マイナスを表しております。表中央の下の合計欄にあります、平成28年4月6日現在の在籍児童数は1万7,883人でございます。昨年度に比べ15人の増となっております。また、表右下の合計欄にございますが、学級数は595学級でございます。昨年度に比べ2クラスの増となっております。

次に、会議要項の27ページの中学校の一覧表をご覧ください。表中央下の合計欄にあります、平成28年4月6日現在の在籍生徒数は8,804人でございます。昨年度に比べ69人の増となっております。また、表右端の下の合計欄にあります、学級数は267学級でございます。これは昨年度と

同じ学級数でございます。

報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

続きまして、「越谷市立小中学校学区審議会答申の報告について」教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 それでは、恐れ入りますが、会議要項の29ページをお開きください。

本答申は、平成27年5月29日付にて当該審議会に対し諮問した事項についての答申でございまして、平成28年3月18日に開催されました平成27年度第5回越谷市立小中学校学区審議会において提出されたものでございます。

会議要項の32ページをお開きいただきたいと存じますが、前段の諮問の経緯、審議の状況、審議会と保護者等説明会での主な意見、結論を踏まえた最終的な答申の内容でございます。当該ページにもございますように、明正小学校につきましては、平成29年4月から明正小学校の通学区域の一部である蒲生東町を蒲生小学校に見直すことが望ましいとされ、また千間台小学校の見直しに関しましては、十分な審議を行うことができなかったことから、計継続して審議するとされております。

教育委員会事務局といたしましては、当該審議会答申を踏まえまして、今後におきましては明正小学校通学区域の見直しを進めるため、越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区並びに就学すべき学校指定に関する規則の規則改正の準備を進め、本教育委員会会議に議案提出を行ってまいりたいと考えております。

越谷市立小中学校学区審議会答申の報告につきまして、以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しまして、何かご質問またはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

他に何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 他になければ、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時でございますが、5月26日の木曜日午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に提出されました議案等全て終了いたしました。

◎閉会の宣告

住田委員長 これをもちまして閉会といたします。

どうもありがとうございました。

(午後 3時57分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

委員長

住田 俊

委員

堀川 智子

委員

進藤 秀子

委員

荒木 明子

委員

志田 茂

(教育長)

書記

教育総務課副課長

中村 則行